

平成 24 年度
事業計画書
(変更)

※変更箇所は黄色でマークしてあります。

一般財団法人 前川報恩会

I. 基本方針

当財団は、株式会社前川製作所の創設者である故前川喜作が私財2億円を基金として拠出し、昭和42年12月に設立致しました。その後、前川正雄が先代の意思を受け継ぎ、当財団の理事長となり、設立から満45年を迎える現在に至るまで、総資産約37億円より生じた果実を助成の原資として学術振興および社会福祉の充実を目的とする助成事業を毎年継続的に行ってきました。

新公益法人制度改革が施行されたことに伴い、当財団としましては、平成24年度中に内閣総理大臣の認可を得て、一般財団法人に移行し、これまでの理念を継承しつつ新しい法人としてスタートすることとなりました。

移行後の事業内容は、①学術及び科学技術の振興、②地域社会の健全な発展、③障がい者の支援を目的とする事業となります。これまで蓄積してきた学術研究及び社会福祉における豊富な経験を基盤として、より一層の公益性をもって時代の要請に応えるべく、以下に示す具体的事業計画に基づいて事業を推進させてまいります。

II. 事業計画

1. 新定款案第4条第1項第1号にかかる助成事業

(1) 目的

地球環境の保全、医療の発展及び食料・エネルギー・物資等の安定供給等に資する研究を担う研究者に対して助成金の交付を行い、研究内容の向上を図り、もってより良い人類社会に向けての課題を解決することを目的とする。

(2) 事業内容

① 助成金総額

1,200万円程度

② 助成対象の研究分野

地球環境の保全、医療の発展及び食料・エネルギー・物資等の安定供給等に資する研究分野のうち、平成24年度は「食とエネルギー」というテーマを設定し、これに結びつく研究を助成対象とする。

③ 調査

限られた助成金を十分に活かすため、当該年度において研究開発すべき②の分野の実績を有し有能であると認められる研究者を調査する。その際には、当該分野に精通した有識者の意見等を参考にし、必要な場合には研究室の訪問も行い、研究環境等を考慮する。

なお、萌芽的研究及び基礎研究を行っている研究者についても対象とする。

④ 諮問

②の研究分野に精通した外部の有識者に意見を伺い、適切と判断された場合には推薦状をいただく。なお、ここでいう有識者は、③の有識者とは異なる者とする。

⑤ 承認

理事会において、提出資料及び④の推薦状の内容を検討し、承認する。

(3) 実施時期

- ・調査：平成 24 年 11 月 1 日～11 月 30 日
- ・諮問：平成 24 年 12 月 1 日～12 月 31 日
- ・承認：平成 25 年 1 月開催の理事会
- ・通知及び交付：理事会の承認後、速やかに行う

2. 新定款案第 4 条第 1 項第 2 号にかかる助成事業

(1) 目的

天然資源及び文化的資産を保全・活用し、地域の発展に寄与する事業に対して助成金の交付を行い、地域住民による日本の文化的風土を重んじた共同体の創出を支援し、もってより良い人類社会の実現に寄与することを目的とする。

(2) 事業内容

① 総額

200 万円程度

② 調査

限られた助成金を十分に活かすため、本助成事業の趣旨に合致する適切な事業を、地域に根ざした団体や地域住民とのコミュニケーション、文化的交流を通じての情報収集により調査する。その際には、地域振興事業に精通した経験者若しくは有識者の意見等を参考とし、必要な場合には現地訪問も行い、地域住民の意見等を考慮する。

③ 諮問

地域振興事業に精通した外部の経験者若しくは有識者に意見を伺い、適切と判断された場合には推薦状をいただく。なお、ここでいう経験者及び有識者とは、②の経験者及び有識者とは異なる者とする。

④ 承認

理事会において、提出資料及び③の推薦状の内容を検討し、承認する。

(3) 実施時期

- ・調査：平成 24 年 11 月 1 日～11 月 30 日
- ・諮問：平成 24 年 12 月 1 日～12 月 31 日
- ・承認：平成 25 年 1 月開催の理事会
- ・通知及び交付：理事会の承認後、速やかに行う

3. 新定款案第 4 条第 1 項第 3 号にかかる助成事業

(1) 目的

社会福祉の発展及び向上を目的として、心身障がい者及びこれらの者を援護する施設（団体）等に対する援助を行う。

(2) 事業内容

① 助成対象者

社会福祉の発展向上のため、①心身に障害のある方々、及び②それらを援護する施設（団体）を対象とする。

なお、助成対象施設の選考に当たっては、当該施設等の設立経緯、規模、その他の事情により、公共の庇護が十分でないところを重点的に行うものとする。
これに加えて、今年度は昨年度に引き続き東日本大震災による被災地の支援を行う。その一環として、当財団職員が現地を視察する際に訪問する障がい福祉施設に対し、被災状況等を勘案し必要に応じて御見舞金を交付する。

② 総額

500 万円以内とする。（御見舞金は 100 万円以内とする。）

③ 募集方法

従来どおり、各自治体からの候補施設の推薦を受け付けるほか、当財団ホームページ等を通じて応募を受け付けるなど、公平性の担保される方法により広く公募する。

(3) 実施時期

- ・募集：平成 24 年 11 月 1 日～11 月 30 日
- ・選考：平成 24 年 12 月中
- ・承認：平成 25 年 1 月開催の理事会
- ・通知及び交付：理事会の承認後、速やかに行う

以 上